

安芸市妊婦さん応援特別給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により生活環境、経済状況等の急激な変化がある中で生まれてくる子どもとその母親が本市の未来を担う大切な市民であるとの認識のもと、母親が安心して子どもを育てることができるよう家計への支援を行うことを目的として、安芸市妊婦さん応援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、本市の住民基本台帳に記録されている者（出産のため一時的に市外に居住する、いわゆる里帰り出産の者を含む。）であって、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間（以下「支給対象期間」という。）に妊婦である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

- (1) 他の自治体においてこの給付金と同様と認められる給付金等を受けた者
- (2) 支給対象期間中に本市へ転入する者の場合、転入日において妊婦でない者（支給対象期間中に妊婦であったときの当該乳児を伴う転入者及び転入日の翌日以降において妊婦となった者を除く。）

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき10万円とし、多胎のため複数の母子健康手帳の発行を受けた者等はその数を乗じた額とする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて令和3年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支給対象者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の写し
- (2) 給付金の振込を希望する支給対象者名義の振込先口座を確認できる書類（通帳等）の写し
- (3) 支給対象期間中に妊婦であることが確認できる書類（妊娠届出書、母子健康手帳等）の写し。また多胎の場合はそれを確認できる書類の写し。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは支給を決定し、申請者に対して給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、給付金の支給を行わないことを決定したときは、不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 支給対象者は、前条の規定による決定を受けた後に申請内容に変更が生じた場合は、変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて令和3年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支給申請者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の写し
- (2) 給付金の振込を希望する支給対象者名義の振込先口座を確認できる書類（通帳等）の写し
- (3) 支給対象期間中に妊婦であることが確認できる書類（妊娠届出書、母子健康手帳等）の写し。また多胎の場合はそれを確認できる書類の写し。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、支給決定の変更を行い、支給変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(支給に関する周知等)

第7条 市長は、本事業の実施に当たって、支給対象者の要件、給付金の額、申請方法、申請受付期間等の本事業の概要について、広報誌及びホームページ等への掲載その他の方法により市民へ周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取り扱い)

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条の申請期間に同条の規定による申請が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月28日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき支給された給付金については、第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。